

スポーツ審議会健康スポーツ部会（第35回）における主な委員意見

＜議題（1）第4期スポーツ基本計画の策定に向けた健康スポーツ部会における検討について＞

① 総論

- アウトカムとして、第2期スポーツ基本計画の目標65%に対して2021年では56.4%、第3期スポーツ基本計画の目標70%に対して令和6年度までの調査では52.5%となり、結果が出ていないというのが実情。
- 中間評価では厳しい現実が数字に表れているが、このロジックモデルの設計や、アクティビティである事業のコンテンツ、事業を展開するプロセス、KPIの設定に課題がないかを考慮しながら第4期計画の審議を進める必要がある。
- スポーツ実施率の向上、あるいは運動習慣者の拡大のインパクトとして、健康長寿社会や共生社会の実現に結びつくことのエビデンスが分かりやすく国の政策、あるいは都道府県、基礎自治体で活用されるべく整理整頓されているのか疑義があるのでないか。
- 量的な指標としてSport in Lifeコンソーシアム、スポーツエールカンパニーの増加があるが、その重要性は理解した上で、質的な指標を設定することも必要ではないか。
- 住民がいつまでも現役で活躍できるようなまちづくりも重要と考えており、こうした観点に基づくKPIを目指し本部会が関わる次期計画の内容をまとめることも必要ではないか。

② 子供のスポーツ実施に関して

- 幼児期における運動・スポーツの楽しさをいかに体験を通じて浸透できるか、保護者の意識も含めて変わってくると思う。スポーツと幸福、ウェルビーイングに関するエビデンスの構築や指標の設定、可視化等が重要となるのではないか。
- 子供の遊び場に関して、雨天時や休日にキャッチボールなどのボール遊び

が可能な施設を保護者が求めているところ、これらの施設の設置状況は地域格差が大きいことから、オールジャパンでそれが当たり前という世界にしていくことが重要ではないか。

- 幼少期からスポーツに親しむ機会を創出し、「スポーツは楽しい」という気持ちを子どもたち自身が強く身につける（育む）ことが重要。
- 幼少期からの運動習慣の定着は、将来のスポーツ実施率（継続率）を高め、結果として生涯にわたりスポーツに携わる習慣の定着が図られることから、次期計画ではスポーツ実施率の対象となる年代ごとの施策のみならず、幼少期からの運動機会の創出と確保、また、動きの質の向上に向けた指導体制の確立、家庭・地域・学校の連携による継続的な支援体制の充実、誰もが参加できるスポーツ環境整備の確保（年齢・性別・障がいの有無を問わない）など、多方面から専門的に議論を行うべき。
- 子供時代のスポーツ実施に関しては、いかにスポーツを好きになってもらうか、そのために何をすれば良いかという考え方が年齢・性別・障害の有無を問わず重要ではないか。
- 地域のスポーツクラブに加入する子供の減少に伴い、市町村を越えた活動がなされている中にあっては、指導者等の人材確保についても近隣自治体と連携することが必要ではないか。（再掲）
- アスリートによる子供への影響力が大きいため、スポーツ好きの子供を育てる際には、各地域とかかわりの深いアスリートや元アスリートの方々と連携し、活動してもらってはどうか。アスリートにとっても生涯現役社会の観点からプレーヤーとしての参画が促される等の副次的な効果もあるのではないか。

③ 働く世代のスポーツ実施に関して

- 第3期計画期間の振り返りによると、経済的理由や時間的制約などから特に働く世代のスポーツ実施率はいまだ低迷しており、その引き上げには、一日の多くの時間を費やす職場でのスポーツ実施環境というものを整備が必要。
- 企業での取組促進のためには、年齢や性別によらず社員の誰もが取り組めるスポーツの普及が重要であり、こうした事例を紹介する等の工夫をすべき。

- 多くの企業経営者、産業保健スタッフにはいまだにスポーツは余暇時間に実施するものとの認識で固まっている者が多いことから、社員のスポーツ実施率向上が企業経営者にとっても労災事故の防止やメンタルヘルス対策、労働生産性の向上や医療費の適正化などのメリットがあることについて、エビデンスとともに周知を行うことが必要。
- 職場や職域におけるスポーツ実施支援策として、企業向けの運動・スポーツ習慣化促進事業を新規に実施してはどうか。
- スポーツにより解決可能な企業・職場が抱える社会課題は多くあるものの、その実践には終業時間中に運動・スポーツをやっても良いというエビデンスや機運醸成が重要となることから、国がそのための制度やモデルの構築をしてはどうか。
- 来年（令和8年）4月からの高年齢労働者の企業における労働対策が努力義務化されることから、企業における体力チェックや身体機能の維持向上のための取組の担い手となる人材育成等におけるスポーツと産業保健領域との連携強化が必要ではないか。
- 施策の実施にあたり、大企業から始めてしまうと、国内の大多数を占める中小企業がついてこられない懸念があることから、発想を転換して、中小企業が実施可能な方法を前提として取組を進めていくことが必要ではないか。
- 働く世代や女性のスポーツ実施率が低いことの背景には、時間的経済的な余裕がないことに加えて運動スポーツを行うことによって得られる健康上のメリットについての理解（健康リテラシー）が低く優先順位が低いことが考えられるため、健康リテラシーを高める方策が求められる。
- 働く世代にどう働きかけるのかは次期計画の重要な観点であることに賛同する。その上で、目標に関しては、個人のスポーツ実施率のみならず、企業や団体におけるサポート体制の整備状況等を設定することも検討してもらいたい。その際、スポーツエールカンパニーの取組も重要ながら、国内企業数と大幅な乖離があるため、全体に対する調査を実施し、そこで明らかになつた職場環境の変化等を目標にできたら良い。

- 国の施策としては、「生涯現役社会の構築」を前面に出しつつ、定年退職を迎えたとき社会的コストになるのではなく、社会にとって引き続き大事な人材として社会参画が果たせるような社会づくりをするといったメッセージを発信した方が良いのではないか。
- 企業の立場としては、医療費や介護費はさほど気にしておらず、定年年齢が延長されていく中で、いかに従業員に長く健康で働いてもらえるのかに最も注力している点にも留意が必要。

④ 女性のスポーツ実施に関して

- 女性の健康状態が悪いということがデータからも示されており、その原因にはルッキズムによる痩身願望の強さがあることがわかっている。この点、欧米と日本の違いはボディー教育の有無による差が大きいと考えられることから改善が必要ではないか。
- 働く世代や女性のスポーツ実施率が低いことの背景には、時間的経済的な余裕がないことに加えて運動スポーツを行うことによって得られる健康上のメリットについての理解（健康リテラシー）が低く優先順位が低いことが考えられるため、健康リテラシーを高める方策が求められる。（再掲）

⑤ 障害のある方のスポーツ実施に関して

- 障害者のスポーツの障壁解消や実施率向上に向けた人材循環不足、無関心層への対策に関して、様々な部局が連携して、障害自体とパラスポーツの知識をさらに横展開していくために、スポーツ庁でつくられたツール等を周知に活用し、さらに発展させていくことが効率的なのではないか。
- 障害のある人は、障害種や発生時期、障害の程度等が多様であり、個人に応じた施策を講じることは困難であることから、スポーツ無関心層やスポーツ嫌いを生み出さないための取組が重要ではないか。そのためには、教える指導ではなく、子供や障害を抱える者に考えさせる指導が重要となるのではないか。
- 障害者のスポーツ実施率向上のために各地域や自治体において、障害者のSport in Lifeに向けたビジョンを策定するとともに、教育委員会や特別支援学校、リハビリテーションセンター、医療機関、パラスポーツ協会、社会福祉協議会等の関連組織が連携することが重要。

- 地方における連携と、障害のある人への情報提供やその後の活動定着や強化等に向けて、国がモデルとなるビジョンを提示し、自治体が実情に応じて修正した上で、スポーツ推進計画に落とし込むといった仕掛けも必要ではないか。
- 地域のスポーツ指導者が障害のある人に対する指導方法を学ぶためにスポーツ庁が作成したハンドブックが活用されているところ、これを現場で生かせるようにブラッシュアップし、競技や資格を問わずあらゆるスポーツ指導者が障害者に対応可能とすることが重要。それにより、山間地域などの障害のある人が集まりにくい場所の健康教室等における（健常者とともにスポーツを実施する）環境整備が図られるのではないか。
- パラスポーツセンターについて、センター協議会登録団体・施設は20都府県31施設のところ、障害者専用や優先スポーツ施設とされている施設が全国に161か所あるとの調査結果もある。プールや体育館含むあらゆる設備が備わったセンターのみならず、今ある施設を地域のハブと位置付けるとともにセンター協議会への参画を促し、ノウハウの共有と地域振興に活用するような施策を講じてはどうか。
- 障害者のスポーツ実施の更なる促進に向けて、スポーツ実施率に係る調査結果について、他の自治体との比較や全国での位置づけなどの、一般の成人と同様の公表方法を取ってもらいたい。

⑥ 地域におけるスポーツ実施に関して

- 笹川スポーツ財団が行った自治体の実態調査では、努力目標とされているスポーツ推進計画の策定率は42%となり、半数超が未策定との結果。また、策定済みの自治体における策定前後の実態調査の実施状況は65.6%と、約35%は計画は策定すれど自らの域内スポーツ環境の実態を把握していない状況。この点に鑑みて、各自治体でスポーツ推進計画を策定することに対するサポートが必要ではないか。
- 従来から健康スポーツ部会が行ってきた子供、女性、働く世代、障害者、高齢者といったセグメント別のアプローチはもとより、それらの者が生活を行う地域に目線を向け地理的なアプローチをいま一度考えてはどうか。

- 各地域に組成している地域職域連携協議会にスポーツ協会が参画し、相互に連携することを通じて、自治体における地域スポーツ推進計画の策定を促してはどうか。
- 特に過疎地域における人材確保、環境づくりにあたり、DX化もセットで進めていくことが必要。
- スポーツの部署がないことから地域のスポーツ推進計画の策定ができず、その結果予算や人員の確保ができないという悪循環を断つためにスポーツ以外の部署との連携も必要。

⑦ スポーツ環境の整備について

- 気候変動による運動制限は子供たちの運動機会の喪失につながることから、暑熱環境時におけるスポーツの継続についての踏み込んだ議論も必要。
- 第3期スポーツ基本計画では、スポーツを実施する者の安全・安心の確保に関する項目において熱中症に関する記載はあるものの具体的な対策や指導現場でのスポーツ実施に関する具体的な指針が十分でない。次期計画では暑熱対策の指針を標準化し、安全・安心なスポーツ実施環境を整えることの重要性を明記することが不可欠ではないか。
- 日常のスポーツ実施現場における暑熱対策の実践において中心的な役割を担う指導者が、暑熱対策（熱中症予防等）について正しく理解し、適切な指導を行うことができるよう、資格や専門的な知識を有する指導者の更なる育成を行い、現場での安全管理を徹底することが重要ではないか。
- 热中症予防のための夏季の活動制限、冬季の積雪や降雨等の気象条件等による地域間格差といった課題を乗り越えるための、オールシーズン利用可能な屋内施設の整備や屋外施設における床面改修が必要であり、そのための財政的な支援が必要ではないか。
- エネルギー価格や光熱水料の高騰に伴い、事業の継続が困難にある事業者も存在する。日常的な健康増進の場であるスポーツ施設に何等かの支援が行えないか。
- 全体予算や財政が厳しい状況にあって、施設も新設ではなくリノベーショ

ンが重要となるのではないか。現在の少子化による学校統廃合による未使用施設のリノベーションによる有効活用、複合施設化も含めて検討すべきではないか。

- 今後のスポーツ実施率向上に向けて、シンガポールにおける複合施設の在り方等は参考となるのではないか。
- 人口減少が進む地域における廃校校舎や体育館の活用方法が課題となっているため、こうした施設を改修して利用することで新設よりもコスト節減が図られるほか、改修時に民間資金や運営ノウハウを活用することで利用者の利便性の向上が図られ、ひいては新規利用者の獲得にもつながるのではないか。
- 廃校利用に関しても各自治体と連携し、受益者負担によるビジネスサイクルの観点から取組を行うのが良いと考える。

⑧ スポーツ施策の推進体制に関して

- スポーツ推進会議においては情報共有を超えた関係省庁との施策等における連携や、円卓会議においてはスポーツ関係の統括団体やそれらの加盟団体や都道府県協会も含めた中央と地方の縦と横の連携の強化等を図るべき。これらの実現なくしてKPIの達成はもとより、健康長寿社会であるとか共生社会の実現といった社会課題解決には結びつかないのではないか。
- 誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境の整備、共生社会の実現に向けて、地域における他分野との連携、とりわけ医療や健康分野との連携が不可欠。中でも就労世代に向けた環境整備においては、職域との連携が必要であり、国レベルでは、経済産業省（健康経営）との連携も重要。
- 地域においては、医療とスポーツの連携体制の構築を地域が主体となり進めていく必要がある一方で、共通する部分に関しては国からも後押しをしていくとともに、地域等の医師会との連携も重要ではないか。
- 生み出されたグッドプラクティスについては、横展開を行うための仕組みを構築することが重要であり、その際、リソースが十分でない地域における施策の評価にあたっては学術機関や大学が客観的な立場として関与することも必要ではないか。

- 隠れたグッドプラクティスの顕在化、重点支援が必要な分野の洗い出し等を可能となるようなE B P M推進のため、国が主導して全国的なデータベースの構築を図る必要がある。その実現のため、各種調査経費は実施主体の負担とした上で、スポーツ庁が調査票のひな形を地方に提示し、統一フォーマットとして各自治体における調査結果の提供を吸い上げ、分析結果を返す等、双方にとってメリットがある形としてはどうか。
- 企業や保険者を介してスポーツ実施率向上を図っていくためには、経済産業省（健康経営）、厚生労働省（健康日本21）等と連携した上で、スポーツ基本計画を策定していく必要があるのではないか。
- スポーツ庁の様々なツールや発信内容の実効性を高めるための医療関係者との連携強化が必要。その際、単に知っているのみならず、当該専門職種の者の活用の観点にも留意。
- これまでの取組において、国保と健保と三者連携のもとで取り組んできたところ、国保は一生懸命取り組んでいたものの、健保に関しては個人情報の観点からも連携が難しかった。この点、組合員の健康保持のためという意識づけや抑制のための取組への支援等、相互にWin-Winの関係が構築されればより効果的な取組となるのではないか。
- 地域のスポーツクラブに加入する子供の減少に伴い、市町村を越えた活動がなされている中にあっては、指導者等の人材確保についても近隣自治体と連携することが必要ではないか。（再掲）

⑨ その他（①～⑧以外）

- 心身の諸問題が他覚自覚含めて顕在化する前に自発的に目的に合わせて自身が適した運動・スポーツを実施することをさらに推進するべき。そのために、予備潜在能力（神経認知、協調性、運動性等）を前もって高め、開拓していくための調査研究（実装モデル創出、活用、普及促進、周知啓発等を含む）を推進し、議論を深めていく必要がある。
- 運動器の外傷等への予防は身体の効率的な動きにつながるものであり、パフォーマンスの向上にも寄与することから、引き続き、ハイパフォーマンスで得られた知見を重視していく必要がある。

- 多様な主体の参画・共生社会の実現の観点から、様々な種類があり、年齢、性別、障害の有無にかかわらず楽しめる要素を持つeスポーツの活用の検討が必要ではないか。また、eスポーツを通じて人々が「集い」、「つながる」ことにより世代間交流や地域活性化にもつながっていくのではないか。子供から高齢者まで、誰もが、いつでもどこでも気軽に楽しめるニュースポーツと一緒にすることにより、その効果はより高まるのではないか。
- 有疾患者におけるスポーツ実施による健康回復といったスポーツの効果が明らかとなっており、高齢化に伴い様々な健康状態にあるすべての人が、その人似合った運動・スポーツが実施可能となるようなスポーツを諦めない社会を構築するといった発信も医療関係者等を巻き込むための工夫として必要。
- スポーツに関する障害について、トップアスリートでない一般の方々に対するサポートも重要。スポーツ実施に伴う障害データを医療関係者は持ち合わせているが、そのスポーツへの還元は不十分なため、医療関係者と各種競技団体等との連携を深め、生涯にわたるスポーツ実施につなげていくことも重要。
- 年齢、性別、障害の有無等によらないスポーツ実施やその継続を可能となるよう、マイナンバーのような仕組みの活用により、障害や生活習慣病も含めた個人の運動に関する情報を適切に施設や指導者と共有するための仕組みを構築することを検討してはどうか。
- 「みるスポーツ」から入り、その楽しさを実感した者が「する」に行動変容するという観点はウェルビーイングにも関わるため「みるスポーツ」についても議論の対象とすべきではないか。
- 本会議が「健康スポーツ部会」である以上、健康スポーツにしっかりと焦点を当てて議論をすべき。

<議題（2）その他について>

- （事務局報告事項のみのため、該当なし）

(以上)